

## 促進区域の設定に関する愛知県基準策定検討会（第1回） 会議録

■ 開催日時 2022年11月29日（火） 13時30分～15時00分

■ 開催場所 愛知県議会議事堂 4F 会議室5（Webexの併用）

■ 出席者 以下のとおり

○ 委員

丸山委員（座長）、佐野委員、橋本委員、雪田委員

【オンライン出席】

生田委員、小林委員、田代委員、中山委員（座長代理）

○ 事務局

環境局：来住南地球温暖化対策監

環境局地球温暖化対策課：永井課長、戸田担当課長、石原課長補佐、加藤主任

環境局環境政策部環境活動推進課：高橋課長補佐、猿渡主査、中村主任

・傍聴人

なし

## ■ 検討会内容

### 1 開会

### 2 議事

#### (1) 座長の選任について

促進区域の設定に関する愛知県基準策定検討会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、委員の互選により丸山委員が座長に選任された。

同条第4項の規定に基づき、丸山座長が中山委員を座長代理に指名した。

会議録の署名について、丸山座長が生田委員と小林委員を指名した。

#### (2) 促進区域の設定に関する愛知県基準の策定について

事務局から、資料2から資料5により説明を行った。

#### (質疑応答・意見聴取)

#### 【資料2】改正地球温暖化対策推進法における「地域脱炭素化促進事業」制度について

雪田委員：資料2 P14について、第一種事業と第二種事業について説明されたい。

事務局：環境影響評価法の事業は、必ず環境影響評価を行う第一種事業と、第一種事業より規模が小さく事業ごとに環境影響評価を行うかどうかを判定する第二種事業に分けられる。環境影響評価の最初の手続である配慮書に関しては、第一種事業は義務、第二種事業は任意となっている。具体的には、太陽光発電所であれば出力40,000kW以上が第一種事業、出力30,000kW以上40,000kW未満が第二種事業となる。

橋本委員：資料2 P24について、促進区域は、住民の意見を聞いたうえで設定されるのが基本なのか。それとも市町村だけで決めるのか。

事業提案型の促進区域抽出について、あとから促進区域を増やしていけるのか。その場合のスピード感はどうか。

事務局：地方公共団体実行計画協議会が組織されている場合は協議会の開催が義務付けられている。協議会に地域の関係者や有識者、住民団体等が参画されている場合は、合意を得て作っていく。協議会が無い場合も、関係者と合意形成を行うよう環境省のマニュアルで想定されている。市町村の実行計画で決められた促進区域の外で事業提案型の促進区域抽出を行う場合は地方公共団体計画の見直し等が必要になるため、すぐに促進区域ができることはない。

橋本委員：土地の保有者が促進区域に設定することを拒否することはできるのか。

事務局：事前に協議会等で合意を得た上で促進区域に設定すると考えている。温対法第21条第10項で「市町村が実行計画を策定しようとするときはあらかじめ住民との利害関係者との意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」という規定があり、これに従い意見を聞かなければならないと理解している。

丸山座長：整理すると、ゾーニングの結果は、必ずしも法的にできる・できないの根拠にはならない。やるのであればこういう場所が望ましい、というのを決めるのが促進区域なので、強い要望があればそれを理由に区域から除外することは可能である。ただ、本制度ではそのようなレベルの合意形成プロセスは導入されていない。これまでゾーニングが実施された市町村でも土地所有者レベルでの合意形成までやっている事例はあまり聞かない。逆に言えば、法的権限があまり強くないが、これを条例化することによって法的な権限を強めていくことも可能である。

事務局：促進区域内で事業者が行った申請を認定する際の基準として、「施設を設置する場所について所有権その他の使用の権限を有すること、もしくはこれを確実に取得できることが認められること。」とあるため、土地の所有者の了承なく地域脱炭素化促進施設が設置されることはない。

丸山座長：県は基準策定に当たって協議会は設けないとのことだが、県民との合意形成についてはどのようなことをする予定なのか。

事務局：資料5のスケジュールにあるように、パブリック・コメントで県民の意見を募集する予定である。

丸山座長：パブリック・コメントがうまく機能しないこともあるため、ステークホルダーの方々に対して個別に連絡する等も検討する必要がある。

小林委員：資料2 P28について、事業提案型は、事業者から提案があったタイミングで区域の設定の可否を判断するということか。

事務局：促進区域は地域脱炭素化促進事業計画に先立って設定されるべきものである。事業の提案を受けてその予定地について別途市町村で検討を行い、まずは市町村が促進区域として設定する流れになる。

**【資料3-1】 ご検討いただきたい内容について**

**【資料3-2】 愛知県基準の策定に当たって検討が必要と考えられる区域及び事項**

**【資料3-3】 検討が必要と考えられる区域及び事項 一覧**

**【資料4】 促進区域の設定に関する愛知県基準（骨子案）**

**【資料5】 今後のスケジュールについて**

雪田委員：太陽光の反射光、風車の影について、時間や季節で変化することを考慮した細かな検討はするのか。

事務局：資料2 P20、21で県基準のイメージを示しているように、県基準では配慮の考え方を示すにとどめる。その中で日照時間や日の傾きに考慮するよう記述することは可能である。一つ一つの事業計画については市町村が認定をする際に、市町村で定めた認定要件及び国で定められた要件に即して検討する。

雪田委員：反射光や風車の影による生活環境への影響が無視できる程度なのかについては、市町村が判断するのか。

事務局： 市町村が県の適正な配慮のための考え方を盛り込んで認定要件を設定する。

丸山座長： 促進区域に設定しても、実際は事業ができないというケースも考えられる。検討が必要と考えられる事項については、具体的な例示も含めて説明がないと誤解を招きやすいため、県基準のいずれかの箇所に反映されたい。

生田委員： 資料3-3について、要検討となっている風致地区を除外区域とした場合、風致地区内を促進地域としては設定できなくなるが、風致地区にある一般の住宅が個別に太陽光パネルを設置するのは可能であるという理解で良いか。

事務局： ご認識のとおりである。促進区域でなくても、従来どおり各個別法の規制をクリアしていれば太陽光パネルの設置は可能である。

生田委員： 例えば風致地区を除外区域とした場合など、どのような不利益が考えられるか。

事務局： 風致地区の除外に係る不利益の内容については検討を行っていないため、同じく要検討となっている自然公園法に基づく第2種、第3種特別地域を例に説明させていただきたい。これらの地域は広域的に指定されており、参考資料2 P12に示す通り一部の島では全域が指定されている。例えばこれらを除外区域に設定した場合、このような島のエネルギーを100%再生可能エネルギーにする計画などで、促進区域の制度が使えなくなる。今後、環境省が促進区域内における事業を補助するなどの施策を検討していくとの話があるが、この制度の外で実施される事業はその補助が受けられないなどのデメリットが出てくると考えている。また、資料4 P2にあるように本県基準は屋根置き太陽光発電を対象外にすることを想定している。

丸山座長： できるできないの判断は、個別法での判断となること。促進地域から外れるということは、ワンストップサービスや環境省が今後設定する各種補助金等が受けられなくなる可能性があるということである。屋根置きは、除外区域の対象外とすることで理解した。

小林委員： 住民の同意が得られない事案について、事業者が促進区域内だから問題ないと言い張るケースが想定されるが、これについてはどのように考えているか。

事務局： 環境保全の観点から、市町村による促進区域の設定に関する基準をしっかりと作っていき、市町村が環境配慮と社会的配慮の観点から促進区域等を設定していく中で、住民の同意が得られない事案を可能な限り減らすというのがこの制度の趣旨である。ただし、実際にそのような事案が生じた場合は、事業者が認定申請を行う前に地域と協議を行い、合意形成を図ることが求められており、その後市町村においてその事業を認定事業として認めるかを判断していく。

小林委員： 中核市未満の地方公共団体実行計画が策定されていない市町村など、促進区域の設定が行われない地域での地域脱炭素化促進事業の考え方はどのようにになっているか。

事務局： 促進区域が設定されていることがこの制度の前提となっている。促進区域が設定されていない場合は、地域脱炭素化促進事業の認定が行われることはない。

丸山座長： 認定を受けない事業があり得ることを県として想定する必要がある。地図を描くだけでなく、その地図をどう使っていくか、合意形成も含めて記述が必要である。

田代委員： 資料3-3について、保安林は種類ごとに選別する方針なのか。

事務局： 保安林の種類によって扱いを分けるかどうかは所管局とも相談して決めていきたい。

田代委員：風力発電事業を進める際に保安林が問題になる事例があり、保安林の解除が容易になっていると報道されている。風力発電を促進する立場から、県として保安林の位置付けをどう考えているのか。

事務局：再エネ施設導入のための保安林解除の際には、他の場所では実施できない理由が必要であることが制約となっている。参考資料2 P10にあるように県内の保安林は風況の良い場所と重なって指定されているが、設置面積が500㎡以内、一時的な工事実施面積が2,000㎡以内であれば保安林内であっても風力発電施設の設置が許可される可能性がある。開発面積によっては除外区域ではなく考慮が必要な区域にすることを考えている。

田代委員：県としての方針に合った形で決めていくと良いと考える。保安林を除外区域とすることも一つの手ではあるが、県として保安林の中でも風力発電を促進するのであればその方針も考慮して基準の検討が必要である。

事務局：県内のポテンシャルも踏まえながら保安林の取扱いを検討する。

橋本委員：資料3-3について、他県の基準が例示されているが、愛知県が検討している項目のみ記載されているのか。

事務局：他県の条例に基づく項目など、全ての項目を記載しているものではない。また、社会的配慮の観点ではなく環境保全の観点から基準を作成すべきという環境省の意見を踏まえ、環境保全の観点に絞って記載している。

丸山座長：除外区域とするか否かの判断は難しいが、個別の項目でみていくと安全サイドに判断した方が良いに決まっている。それでは再エネの促進は難しいので、2030年や2050年の再エネ導入目標や愛知県全体の脱炭素を考慮した上で複数パターンのポテンシャル算出を行い、個々の項目だけでなく全体を見て検討する必要がある。農地系や建物系も考慮した上で、愛知県全体で確保できるポテンシャルを把握する必要がある。また、合意形成や運用方法については追加で情報提供されたい。法的にできるできないの話と、促進区域だと何ができるのか、除外区域でも何ができるのか、その違いがよりわかりやすく整理されていると議論が円滑に進むと思われる。

### 3 閉会